

日本福祉大学及び彦根市並びに社会福祉法人彦根市社会福祉協議会との
教育・研究及び地域振興等に関する連携協定書

日本福祉大学（以下「甲」という）及び彦根市（以下「乙」という）並びに社会福祉法人彦根市社会福祉協議会（以下「丙」という）は、相互の連携を強化し、地域社会の発展と人材育成を図るため、以下のとおり教育・研究及び地域振興等に関する連携協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙並びに丙は、相互の人的・知的資源を活用し、地域課題の解決、福祉の向上、学研究及び人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 本協定に基づく連携事項は、次に掲げるものとする。

1. 甲と乙との連携事項

- （1）学生による市役所訪問および政策提案活動
- （2）市職員による大学での出張講義
- （3）長期インターンシップおよび地域実習の受入れ
- （4）公開講座・セミナーの共催
- （5）共同調査・研究の推進
- （6）学生に対するキャリア支援
- （7）その他、目的達成のために必要と認められる事項

2. 甲と丙との連携事項

- （1）学生による地域実習（フィールドワーク）の受入れ
- （2）地域課題解決策の提案および実践・検証
- （3）公開講座・セミナーの共催、福祉教育メニューの共同開発
- （4）共同調査・研究の推進
- （5）学生に対するキャリア支援（市社会福祉協議会職員による大学訪問）
- （6）その他、目的達成のために必要と認められる事項

（実施方法）

第3条 連携事項の具体的な実施内容及び方法は、三者間で協議のうえ別途定める。

（経費負担）

第4条 本協定に基づく連携事項の実施に要する経費については、個別の事業ごとに、三者間で協議のうえ、必要に応じて負担区分を定めるものとする。

(秘密保持)

第 5 条 本協定に基づき実施される連携事項を通じて、相手方の業務上の秘密または個人情報等を知り得た場合、正当な理由なくこれを第三者に漏らし、または目的外に使用してはならない。この義務は、本協定終了後もなお有効とする。

(体制の整備)

第 6 条 本協定の円滑な推進を図るため、甲及び乙並びに丙は、それぞれに連携担当者を置き、連絡調整にあたる。

(協定の見直し)

第 7 条 本協定は、必要に応じてその内容を見直し、三者間の合意により変更することができる。

(有効期間)

第 8 条 本協定の有効期間は 1 年間とし、三者に異議がない限り、自動的に更新する。ただし、締結初年度にあたる令和 7 年度については、同年度の 3 月 31 日までを有効期間とする。

以上のとおり、本協定の成立を証するため、本書を 3 通作成し、甲及び乙並びに丙が記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 7 年 10 月 31 日

甲 愛知県知多郡美浜町奥田会下前 35-6
日本福祉大学
学 長 原 田 正 樹

乙 滋賀県彦根市元町 4 番 2 号
彦根市
彦根市長 田 島 一 成

丙 滋賀県彦根市平田町 670 番地
社会福祉法人彦根市社会福祉協議会
会 長 磯 谷 直 一